

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和4年度第2回）について

令和4年8月31日
内閣府地方創生推進事務局

本日、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、以下のとおり認定しました。

今回は、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税を併記した計画の変更について、認定したものです。

1. 地域再生計画の認定状況

区分	認定団体	地域再生計画名
変更	神奈川県南足柄市	都市部の副（複）業人材を活用した林業6次産業化による循環型地域づくり事業計画
	大阪府大阪市	5G等先端技術を活用したビジネス創出プロジェクト

2. 今後の予定

令和4年度第4回の認定に向けた申請の受付は、令和5年1月頃を予定しています。

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL:03-6257-1421